

「都市の低炭素化の促進に関する法律」（低炭素建築物新築等計画の認定）事務取扱要領

平成 25 年 2 月 19 日
延岡市都市建設部建築指導課

（趣旨）

第 1 条 この要領は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号。以下「法」という。）及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成 24 年国土交通省令第 86 号。以下「省令」という。）に規定する低炭素建築物新築等計画の認定の事務に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要領で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 登録建築物調査機関

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）第 76 条第 1 項に規定する登録建築物調査機関をいう。

(2) 登録住宅性能評価機関

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。

(3) 指定確認検査機関

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 77 条の 21 第 1 項に規定する指定確認検査機関をいう。

(4) 技術的審査

低炭素建築物新築等計画が法第 54 条第 1 項第 1 号（法第 55 条第 2 項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合するかどうかを確認するために、登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関（当該計画に係る建築物の全部又は一部が非住宅である場合にあっては、指定確認検査機関を兼ねるものに限る。）が行う審査をいう。

（認定申請書に添付する図書）

第 3 条 省令第 41 条第 1 項の市長が必要と認める図書は、次に掲げる図書とする。

(1) 法第 53 条第 1 項の認定（法第 55 条第 1 項の認定を含む。）に係る申請を行う前に技術的審査を受けた場合にあっては、当該技術的審査を行った登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関が交付する適合証

(2) その他市長が必要と認める図書

（軽微な変更の届出）

第 4 条 認定建築主は、省令第 44 条各号に掲げる変更をしようとするときは、認定低炭素建築物新築等計画の軽微な変更届出書（別記様式第 1 号）に当該変更に係る部分を記載した省令第 41 条第 1 項に規定する図書（同条第 2 項及び第 3 項の規定により申請書に添えることを要しない図書を除く。）を添えて市長に届け出るものとする。

（完了の報告）

第 5 条 認定建築主は、認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素建築物の新築等が完了したときは、認定低炭素建築物新築等計画に基づく炭素建築物の新築等が完了した旨の報告書（別記様式第 2 号）により市長に報告するものとする。

（取りやめの申出）

第 6 条 認定建築主は、認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素建築物の新築等を取

りやめるときは、認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素建築物の新築等を取りやめる旨の申出書（別記様式第3号）に当該取りやめに係る低炭素建築物新築等計画認定通知書を添えて市長に申し出るものとする。

（申請の取り下げ）

第7条 法第54条の認定を受ける前に当該認定に係る申請を取り下げようとする者は、低炭素建築物新築等計画認定申請取下げ書（別記様式第4号）を市長に提出するものとする。

附 則

（施行期日）

第1条 この要領は、平成25年2月19日から施行する。